

外国での学習歴を有する者（外国出身志願者）の 出願資格審査（FCE）に関する調査結果報告書

速報版

2025年9月（令和7年9月）
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 研究開発部

目次

はじめに	ii
第1章 アンケート調査の趣旨と調査方法	1
1. 背景と目的	1
2. 検証する命題と研究課題	1
3. 調査方法	2
4. 研究倫理	3
第2章 全体の傾向	4
1. 事務体制は整備されているか	4
2. 担当職員の勤務経験とスキルアップ研修は充分か	6
3. どのように事務処理・手続きを行っているか	7
4. 審査対象となる外国出身志願者の規模や出身国の分布はどうなっているか	9
5. 出願資格審査は具体的にどのように行われているか	11
第3章 FCE に関する課題	16
第4章 自由記述分析	19
第5章 まとめと考察	20
1. 調査結果のまとめ	20
2. 考察	21
【付録】各高等教育システムにおける FCE 関連情報提供機関	23

はじめに

大学改革支援・学位授与機構研究開発部では、高等教育資格承認情報センターによる情報の収集と提供の指針を定めることを主たる目的として、我が国の高等教育機関における、外国での学習歴を有する入学志願者の出願資格の審査の現状と課題に関する調査を行った。この調査においては、日本の高等教育機関に、外国での学習歴を有する者の出願資格審査(Foreign Credential Evaluation: FCE)を行うのに十分な体制が整備されているかを分析するために必要な情報を収集し、課題を見きわめることを目的とした。

調査は全国の四年制大学の入試担当部署を対象として、2024年8月26日から9月20日にかけてオンラインで実施した。調査結果からもわかるように、業務繁忙の時期に調査に回答くださった各大学の皆様に心よりお礼を申し上げる。

本報告書(速報版)は、最終報告に先駆けて、この調査を通して得られた知見を高等教育機関にフィードバックするために公開するものである。

【調査担当者】

大学改革支援・学位授与機構研究開発部

堀田 泰司（客員教授）

森 利枝（教授）

第1章 アンケート調査の趣旨と調査方法

1. 背景と目的

世界の留学生数は、コロナ禍の間に勢いが若干鈍化したものの、着実に増加を続けている。学位の取得を目的とする留学生に限定しても、2000年初頭に約200万人であったのが2021年には約640万人に達しており、この20年ほどの間におよそ3倍の増加を見ている。(Guillerm G. 2023)。日本の高等教育機関においても、受け入れた留学生の数は2000年には約6万4000人であったのが2021年には20万人を超え、3倍以上に拡大している(JASSO、2024、p.1)。

日本政府は、2023年4月に公開された教育未来創造会議第二次提言において、2033年までに留学生の受入れ規模を40万人にまで拡大する計画を発表した。国内の18歳人口の減少を背景に、今後このような政策の影響を受けて、我が国の高等教育機関における留学生の受入れに対しては規模の拡大のみでなく入学資格審査に関しても、送り出し国や個人の学習歴の多様化などを踏まえた、これまでとは異なる発想や実務が求められるであろう。多様な学習歴を持つ留学生を受け入れるということは、同時に出願資格審査に関わる学歴詐称や証明書の偽造、ディグリー・ミル等様々な不正行為に遭遇する機会が増えかねないことをも意味しており、これらへの対策はすでに世界中で課題となっている。

本調査は、外国における学習歴を持ち日本の高等教育機関への進学を希望する者に対する我が国の出願資格審査体制がどのような状況にあるかについて、四年制大学における現状を把握するために行われた。ここで把握した現状を基に、各高等教育機関において整備すべき受入れ体制や国の支援制度の在り方を再検討し、政府や教育機関、高等教育関連団体・組織が一丸となって、今後増加が予想される、多様な学習歴を持った外国からの進学希望者を円滑に受け入れるための方策の検討を目的としている。

2. 検証する命題と研究課題

日本の留学生受入れの拡大を目指す主要な政策である「留学生10万人計画」が1980年代に始まってから、すでに40年以上が経過している。この間、日本の政府や高等教育機関、各種団体等は留学生の受入れ規模の拡大のために、奨学金、学費助成制度、宿舍、外国語による国際教育、学生交流プログラム等を拡充してきた。さらに日本政府は、国際的な学生及び研究者の流動性の促進を目的とした、国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)による高等教育の資格の承認に関する地域規約および世界規約の推進に呼応して、2017年には「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約」(通称「東京規約」)を、2022年には「高等教育の資格の承認に関する世界規約」をそれぞれ締結した。

これらにより日本の高等教育機関は「権限のある承認当局」として、外国の教育機関から授与された資格の評定や承認についての決定を公正かつ円滑に行う主体としての責任を持つことが

再確認された。しかしその一方で、日本への留学を希望する人々の高等教育機関への出願資格について、各機関で適正な審査を行う体制がいまだ不十分であることも推測される。

上記のような問題意識に基づき、本調査が検証する仮説は「日本の高等教育機関においては、外国での学習歴を有する者の出願資格審査(Foreign Credential Evaluation: FCE)を行う権限のある承認当局として十分な体制の整備の必要がある」である。そしてこの仮説に即した研究課題(Research Questions)として、以下の点を明らかにすることを目的とする。

日本の四年制大学において FCE に関し：

- (1) 事務体制は整備されているか
- (2) 担当職員の勤務経験とスキルアップ研修は充分か
- (3) どのように事務処理・手続きを行っているか
- (4) 審査対象となる外国出身志願者の規模や出身国の分布はどうなっているか
- (5) 出願資格審査は具体的にどのように行われているか

このような課題に即して、次項に述べる方法で調査を行った。

3. 調査方法

- (1) 実施責任者：大学改革支援・学位授与機構研究開発部 堀田泰司・森利枝
- (2) サンプル：アンケート調査への回答依頼メールを、全国 1,303 大学の入試担当部署（以下 AO）に送信した。その結果、242 部署の AO から回答があった（回収率 18.6％）。

表 1-1. 回答のあった AO の部署数(国公立別)

教育機関のタイプ	回答数
国立大学	59
公立大学	32
私立大学	150
放送大学	1
合計	242

- (3) データ収集方法：本調査では、Microsoft フォームズによる最大 44 項目からなるアンケート調査票を作成し、前述のとおり対象大学の AO へ直接メールで案内、オンライン回答を依頼した。調査期間は、2024 年 8 月 26 日から 9 月 20 日までで、回収したデータは Excel でデータベース化し、SPSS を用いて分析した。なお、調査においては各大学の FCE における実態と実践に関し、2023 年度の状況と、業務の実態に即した意見・見解に関する質問に対して回答を求めた。

4. 研究倫理

本調査の実施に当たっては、AO への依頼に先立って、2024 年 8 月 13 日に大学改革支援・学位授与機構長に対し、機構の研究倫理委員会による研究倫理審査を出願した。その結果、調査方法が個人情報を扱わないことから、2024 年 8 月 23 日に研究倫理審査不要との回答を得た。その一方で、調査の実施に当たっては調査回答者の権利を尊重することを確認し、またデータの管理には細心の注意を払っている。

第2章:全体の傾向

本調査では、日本の大学が様々な外国出身志願者に対してどのように出願時の資格審査(FCE)を行っているか、以下の5つの観点から質問した。

- (1)事務体制は整備されているか
- (2)担当職員の勤務経験とスキルアップ研修は充分か
- (3)どのように事務処理・手続きを行っているか
- (4)審査となる外国出身志願者の規模や出身国の分布はどうなっているか
- (5)出願資格審査は具体的にどのように行われているか

本章では、これらについて回答を寄せた 242 部署の AO の状況をまとめた。

1. 事務体制は整備されているか

最初の観点は AO の規模である。この点に関する質問への回答から、図 2-1 に示したとおり、日本の大学における AO の全体的な職員数は、ばらつきがあるものの、多くは 3～11 人の体制で全学の入試や学務関連の業務を行っていることが明らかになった。

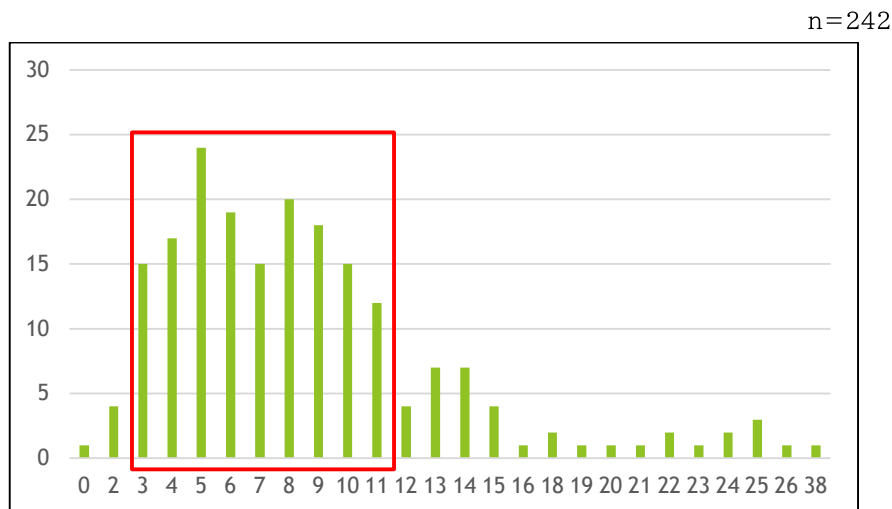


図 2-1. 日本の AO 職員数

注) 横軸は、各オフィスの規模(スタッフの人数)を表し、縦軸は、回答数を表している

また、2023 年度に FCE を行った AO の 9 割近くが、一般入試関連業務を行う 1～5 人の職員が同時に FCE も行っていると回答している(表 2-1 参照)。

表 2-1. AO 内で一般業務と FCE 業務を兼務している職員数

	回答数	有効 パーセント	累積 パーセント		回答数	有効 パーセント	累積 パーセント
0 人	19	7.9%	7.9%	5 人	28	11.6%	88.8%
1 人	33	13.6%	21.5%	6～10 人	22	9.1%	97.9%
2 人	62	25.6%	47.1%	11 人以上	5	2.1%	100.0%
3 人	40	16.5%	63.6%	合計	242	100.0	
4 人	33	13.6%	77.2%				

そして表 2-2 に示すとおり、9 割以上の AO において FCE のみを担当する職員が配置されていないと判明した。

表 2-2. AO 内で FCE のみを担当する職員数

	回答数	有効パーセント	累積パーセント
0 人	224	92.6	92.6
1 人	5	2.1	94.6
2 人	6	2.5	97.1
3 人	3	1.2	98.3
4 人	2	0.8	99.2
5 人	1	0.4	99.6
6 人	1	0.4	100.0
合計	242	100.0	

さらに表 2-3 に示すとおり、FCE を専門とする「専門員」の配置に関しては、98%の部署で該当する職員は雇用していないと答えている。専門員を配置している AO は、国立大学が 1 部署（1 人配置）、私立大学が 4 部署のみで、他は国公私立を問わず全く配置していない大学が多かった。

表 2-3. AO に配置されている「専門員」の人数

	回答数	有効パーセント	累積パーセント
0 人	237	97.9	97.9
1 人	3 (国立1, 私立2)	1.2	99.2
2 人	1	0.4	99.6
11 人	1	0.4	100.0
合計	242	100.0	

ここまで見てきたように、FCE を扱う AO 職員の多くが一般入試の担当を兼務しており、外国の教育システムに関する専門知識を期待された職員ではないことが明らかになった。この点については回答のあった AO から、大学全体で FCE の特殊性を軽視する傾向があるという指摘がある一方、審査する志願者数が毎年非常に少ないか、もしくは増減が激しいため、専門性のある職員を常時配置するのは極めて困難であるという意見も寄せられた。

2. 担当職員の勤務経験とスキルアップ研修は充分か

続いて FCE に携わった経験年数を AO 職員全体について尋ねたところ、表 2-4 のとおり、国立と公立大学では配属されて 1～2 年の職員が 5～6 割と多いのに対し、私立大学では 5 年以上勤務しているベテラン職員が 4 割以上おり、国立大学（約 12％）や公立大学（約 24％）と比べると職員の FCE 業務経験が比較的長いことが明らかになった。また 3～4 年間の勤務経験がある職員に関しても同様の傾向がみられた。私立大学は一般入試の受験者に限っても、様々な形式で志願者を募っているため、入試業務全般に関する職員の事務処理能力・審査経験を重視しているようである。そして FCE を担当したことがある職員数の 1 部署当たりの平均は、公立大学が若干多いが、私立大学と国立大学にはほとんど差が見られなかった。

表 2-4. FCE 業務を経験した年数ごとの AO 職員数

	1～2 年	3～4 年	5 年以上	延べ合計人数	1 部署当たりの平均職員数*
国立大学	92	36	18	146	2.5
	63.0%	24.7%	12.3%	100.0%	
公立大学	56	28	26	110	3.4
	50.9%	25.5%	23.6%	100.0%	
私立大学	96	130	174	400	2.7
	24.0%	32.5%	43.5%	100.0%	
放送大学	1	0	0	1	1
	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
延べ合計数	245	194	218	657	2.7
	37.3%	29.5%	33.2%	100.0%	

注) 平均職員数については、国立大学 59 部署、公立大学 32 部署、私立大学 150 部署、放送大学 1 部署でそれぞれのタイプの大学の延べ職員数を割って算出している。

次に、FCE 業務に関連する学内外のスキルアップ研修等を年に何回受けているか尋ねたところ、ほとんどの AO（約 93％）で職員は研修を一切受けていないと回答した（表 2-5 参照）。受けた経験があっても年に 1 回程度が約 7％で、年に 2 回以上となると極めて少ない。

スキルアップ研修を 1 回以上受けている職員は私立大学に集中しているが、それでも全体の約 9 割は一切受けておらず、特に若手職員に FCE 業務のノウハウを教えてくれる場が学内外とも極めて少ないため非常に困っているというコメントが回答者から寄せられている。

表 2-5. FCE 業務に関連するワークショップや研修(語学研修を除く)への参加状況

	回答数	有効パーセント
参加していない	224	92.6%
年に1回	16	6.6%
年に2～3回	1	0.4%
年に4回以上	1	0.4%
合計	242	100.0%

以上の結果から、私立大学には専門性の高い職員が若干多く配置されているものの、日本の多くの大学では国公立大学のいずれにおいても全体的には、研修をほとんど受けることがないまま全学の入試を担当する一般職員が FCE 業務を行っていることが明らかになった。

3. どのように事務処理・手続きを行っているか

次に、AO が取り扱う業務内容や事務処理についての調査結果を報告する。

今回のアンケート調査は、同じ大学でも全学を扱う AO と部局ごとの AO の両方を調査対象に含んでいるが、回答のあった 242 部署のうち全学の FCE を扱っている AO は学部が 7 割以上、大学院が 4 割以上であることが明らかになった(表 2-6 参照)。そして、部局ごとに FCE を扱っている AO は全体の 1～2 割程度であり、外国語だけで学位取得できる国際プログラム担当の AO は、約 4%と限定的であった。

表 2-6. AO で取り扱う FCE 業務の範囲(複数回答)

	回答数	242 部署中の割合
全学の学部教育への外国出身志願者	171	70.7%
全学の大学院教育への外国出身志願者	103	42.6%
一部学部教育への外国出身志願者	29	12.0%
一部大学院教育への外国出身志願者	49	20.2%
外国語による国際教育プログラムへの外国出身志願者	9	3.7%
日本の高校等の卒業(見込み)者のみ	2	0.8%
合計	363*	

次に、審査対象となる外国出身志願者について、回答した AO 全体の 6～7 割では帰国子女、日本に滞在する日本語学校の在校生であり、日本語で一般入試を受験しようとしている留学生を対象としたものである一方、海外で受験し、入学しようとする外国出身志願者を審査する AO は全体の 2 割前後に留まっていることが明らかになった。

また日本語学校からの進学者と海外の提携校からの推薦入学については、ともに国立⇒公立⇒私立という順で割合(%)が増えていく傾向も指摘できる(表 2-7 参照)。

表 2-7. AO で審査対象となる外国出身志願者のカテゴリ

	国立	公立	私立	全体
国内で実施する一般入試を受ける外国出身志願者	50 (84.7)	26 (81.3)	112 (74.2)	188 (78.0)
日本語学校から進学を希望する外国出身志願者	28 (48.5)	17 (53.1)	110 (73.3)	155 (64.3)
独自の国内入試受験者	6 (10.2)	3 (9.4)	5 (3.3)	14 (5.8)
日本国籍を持ち、外国での学習歴を有する志願者(帰国子女)	32 (54.2)	19 (59.4)	90 (60.0)	141 (58.5)
海外で外国出身志願者専用の入学試験を受験する志願者	13 (22.0)	6 (18.8)	35 (23.3)	54 (22.4)
海外提携校から推薦を受けて進学を希望する外国出身志願者	5 (8.5)	4 (12.5)	34 (22.7)	43 (17.8)
大学が独自に海外で実施する入学試験を受ける外国出身志願者	2 (3.4)	2 (6.3)	14 (9.3)	18 (7.5)
その他	1 (1.7)	2 (6.3)	8 (5.3)	11 (4.5)
のべ合計数	137	79	408	624
回答部署数	59	32	150	241

注 1) ()内の数値は、国公立別の回答部署数で割ったパーセントである

注 2) 放送大学は私立大学に含まれている

注 3) 私立大学は、Missing データ 1 部署を除く回答部署数

続いて、1 件の FCE に要する日数についての質問に対しては、2023年度の審査対象者が不在だった 7 部署を除くと、表 2-8 に示したように、1 日以内と回答した部署が約 5 割以上、次いで約 3 割が 1 週間以内と回答した。また 2 週間以内と回答した AO と 30 日と回答した AO はそれぞれ 4～5% 存在した。志願者が持つ教育資格の真正性や出身校の設置認可状況等の審査に関しては案件ごと、また AO の体制ごとに掛かる時間に大きな幅があることがわかった。

表 2-8. FCE に要する平均日数

日数	回答数	有効パーセント
1 日以内	128	54.5%
1 週間以内	78	33.2%
2 週間以内	12	5.1%
3 週間以内	4	1.7%
4 週間以内	1	0.4%
30 日	10	4.3%
45 日	1	0.4%
90 日	1	0.4%
合計	235	100.0%

次に、図 2-2 と 2-3 は FCE の受付時期と審査の繁忙期を表した図であるが、申請の受付は比較的年間を通して行われているのに対し、事務処理は 4 月入学に向けて夏季休暇以降から増えるのがわかる。留学生受入れのための 9 月入学はまだ一般的ではないことがうかがえる。

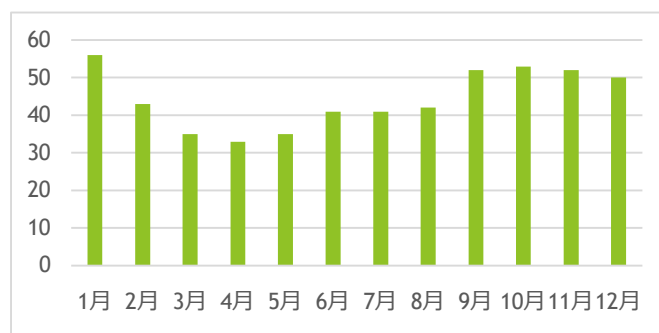


図 2-2. FCE の申請受付時期(複数回答)

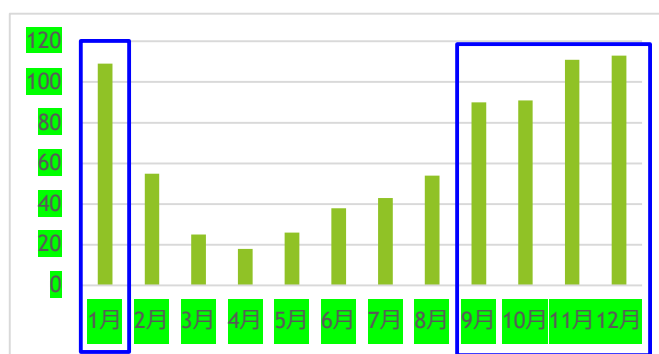


図 2-3. FCE 関連の事務処理が多くなる時期(複数回答)

4. 審査対象となる外国出身志願者の規模や出身国の分布はどうなっているか

表 2-9 と表 2-10 は、回答のあった学部担当 144 部署、研究科担当 111 部署の AO が審査した外国出身志願者の申請数とそのうち実際に入学した学生数の規模を示している。全体的に見て外国出身志願者の入学率は、学段落階の入学が約 35%で、研究科段階の入学が約 47%であった。ただし学段落階でも研究科段階でも、志願者数が増えるごとに入学率が下がる傾向にある。

受入れ規模は AO によってかなり違い、100 名以上の志願者がいる AO だけに関して見ると、平均入学者数は学部で 126.6 名、研究科で 72.7 名であった。

表 2-9. AO で審査(外部委託を含む)した学部段階の外国出身志願者数と入学者数

n=144

学部志願者数規模	回答部署数	平均入学者数	各部署の学部平均入学率
1～9 人	55	1.4	40.8%
10～99	62	11.9	33.8%
100 以上(104～2668 人)	27	126.6	27.4%
合計	144	29.4	35.3%

表 2-10. AO で審査(外部委託を含む)した研究科段階の外国出身志願者数と入学者数

n=111

研究科志願者数規模	回答部署数	平均入学者数	各部署の研究科平均入学率
1～9 人	55	2.0	52.4%
10～99	35	15.7	49.9%
100 以上(104～1000 人)	21	72.7	25.3%
合計	111	19.7	46.5%

図 2-4 には、令和 5 年度に AO が審査の対象とした入学志願者の出身国のうち、志願者数が多かった上位 12 か国を学部段階と研究科段階のそれぞれについて示した。中国からの志願者数は他国を大きく引き離してどちらの段階でも多いことがわかる。

中国以外を見ると、韓国、ベトナム、台湾、アメリカ合衆国、ミャンマー、マレーシア、ネパールは学部学生の受入れが多く、逆にバングラデシュ、タイ、インドは大学院生が多かった。

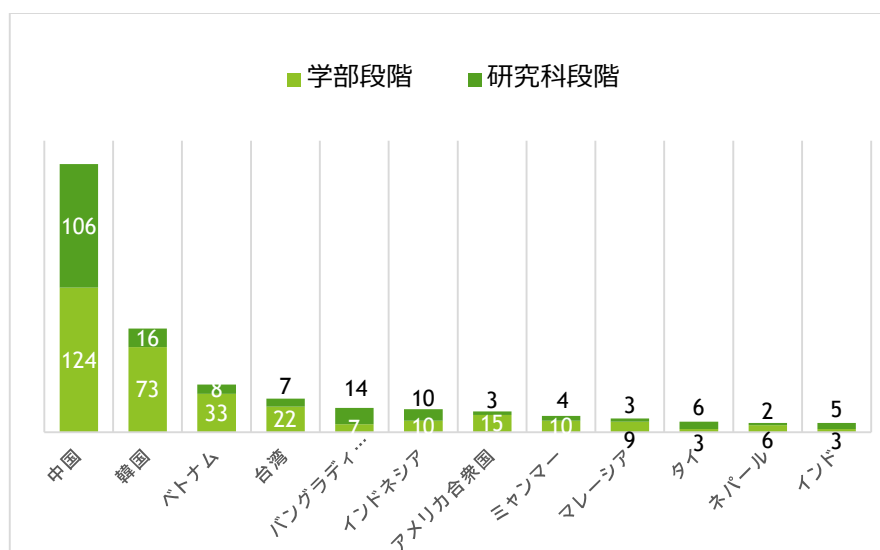


図 2-4. 出身国・地域別の外国出身志願者数(上位 12 か国)

また、入学志願者の数で 13 位以下となった国とそれぞれの志願者数は学部段階と研究科段階に分けて表 2-11 に示した。

そして242の回答部署中、1部署のみが受け付けた外国出身志願者の出身国は表 2-12 と表 2-13 のとおりである。ケースは少ないが、欧州、北米、中央アジア、南アジア、東南アジア、太平洋諸島、オセアニアと、多様な国からの留学志願者がいる。

表 2-11. 出身国・地域別の外国出身志願者数(13 位以下)

国名	学部	研究科	合計
香港	4	1	5
フィリピン	1	2	3
メキシコ	1	2	3
モンゴル	2	1	3
スリランカ	3	0	3
カナダ	3	0	3
ロシア	1	1	2
ナイジェリア	0	2	2
エジプト	0	2	2

表 2-12. 1 部署の AO でのみ出願のあった学部段階の外国出身志願者の出身国

ドイツ	スペイン	ケニア	カナダ
ウズベキスタン	スリランカ	シンガポール	フィジー

表 2-13. 1 部署の AO でのみ出願のあった研究科段階の外国出身志願者の出身国

ウクライナ	英国	フランス	オランダ	ルーマニア
ガーナ	イラン	パキスタン	ラオス	オーストラリア

5. 出願資格審査は具体的にどのように行われているか

本調査では、FCE に関わる 5 つ目の観点として、実際の審査方法や判定のための情報収集等についていくつか質問をしている。

まず表 2-14 は、資格審査に使用する証明書の扱いについてであるが、回答のあった AO の約 93%は志願者本人から送られる紙媒体で審査しており、本人が直接提出した電子化された証明書も約 46%の AO で審査に使用している。

近年、出身校や出身国政府から公的電子証明書が直接送られてくるようになっているが、政府からは 9.5%、出身校からは 17.4%と、全体から見るとまだ限定的である。この傾向は出身校・出身国政府から直接届く紙媒体の書類でも大きくは変わらない。

また、国際的資格認証専門機関から紙媒体もしくは電子化された証明書が送られてくるケースはどちらも 13%前後であるが、今後このような専門機関の利用が拡大していく可能性は高い。

表 2-14. 志願者の申請書類の送付元と送付方法(複数回答)

	国立	公立	私立	全体
志願者から直送される紙媒体の書類	55 (93.2)	31 (96.9)	139 (92.1)	225 (93.4)
志願者から電子メール等で直送される電子化された書類	25 (42.4)	15 (46.9)	72 (47.7)	112 (46.3)
出身教育機関直送、紙媒体の書類	8 (13.6)	1 (3.1)	30 (19.9)	39 (16.1)
出身教育機関直送、電子書類	7 (11.9)	2 (6.3)	33 (21.9)	42 (17.4)
出身国の政府から直送される紙媒体の書類	4 (6.8)	1 (3.1)	10 (6.6)	15 (6.2)
出身国の政府直送、電子書類	5 (8.5)	1 (3.1)	17 (11.3)	23 (9.5)
資格認証専門機関による紙媒体の書類	10 (16.9)	3 (9.4)	20 (13.2)	33 (13.6)
資格認証専門機関による電子書類	7 (11.9)	4 (12.5)	20 (13.2)	31 (12.8)
延べ合計数	121	58	341	520
回答部署数	59	32	151	241

注 1) ()内の数値は、国公立別の回答部署数で割ったパーセントである

注 2) 放送大学は私立大学に含まれている

次に、審査する上でどのような内容を確認しているかという問いに対しては、表 2-15 が示すように、ほとんどが 12 年の教育課程を修了しているか確認している。

また約 6 割の AO では書類の真正性や出身校が正規の教育機関であるか等の確認もしていることがわかった。しかしこの回答結果は、約 4 割の AO が書類の真正性や出身校の正規性を確認していないことも意味している。

さらに国公立別に見た場合、公立大学と私立大学では AO の 2～3 割が学生の学力について出願基準を満たすか確認しているのに対し、国立大学では成績に関する審査を AO で行っているのは 8.5%のみで、他は AO 以外で行っていることが明らかになった。

なお申請書類の真正性の確認方法については、回答のあった 89 部署のほとんどが証明書の原本提出を求め、公印や公的サインの有無を確認し、疑わしい書類については大使館に問い合わせるかインターネットで出身校のウェブサイトから情報を入手し確認していることもわかった。

表 2-15. FCE の審査内容(複数回答)

	国立	公立	私立	回答数
12 年の学校教育の課程を修了しているか	59 *(100)	29 (90.6)	144 (95.4)	233 (96.7)
申請書類の真正性	35 (59.3)	18 (56.3)	92 (60.9)	146 (60.3)
出身校が認可を受けた正規の機関か	35 (59.3)	18 (56.3)	99 (65.6)	153 (63.2)
成績が出願基準に満たしているか	5 (8.5)	9 (28.1)	38 (25.2)	52 (21.1)
延べ数	134	74	373	584
回答部署数	59	32	151	242

注 1) ()内の数値は、国公私立別の回答部署数で割ったパーセントである

注 2) 放送大学は私立大学に含まれている

また、志願者が提出した証明書に基づく出願資格の審査を他機関に依頼しているかという問いに対しては、図 5-1 に示すように、93%の AO が「委託していない」と回答している。

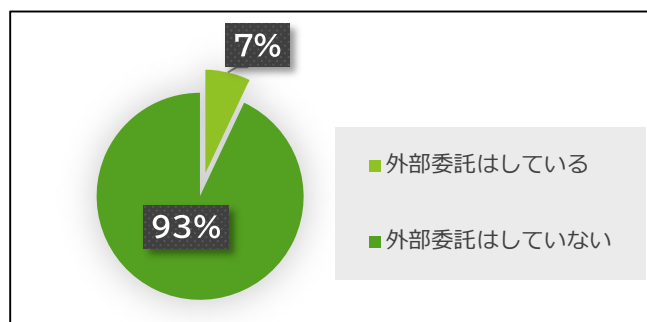


図 2-5. 審査業務(一部または全部)を外部委託している AO の割合

そして AO が自ら審査する場合に、証明書の真正性をどのように確認しているかについては、8 割以上が本人に確認を取っており、また 4～5 割の AO は日本政府、在日公館、出身日本語学校等へ確認を取っていることが明らかになった(図 2-6 参照)。

また、国内他機関の専門職員や国内の情報・助言サービスについては、回答した AO のうち前者へは 33 部署(13.6%)、後者へは 9 部署(3.7%)が情報や助言を求めているが、全体から見ると利用率は非常に低いのが現状であった。

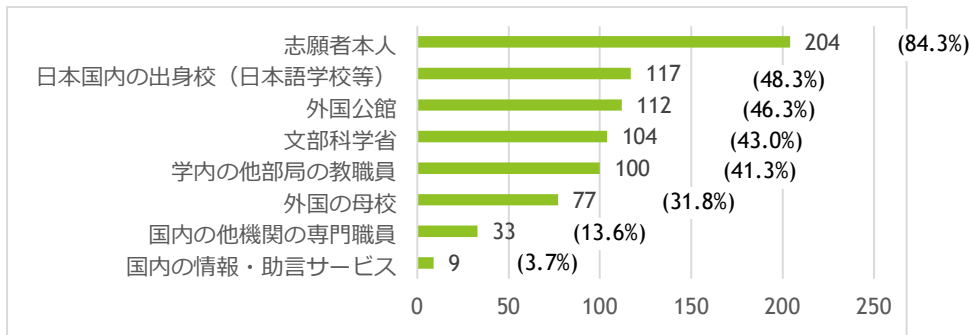


図 2-6. FCE のために利用する情報源(複数回答)

さらに、外国での学習歴を有する入学志願者の多くが学部・研究科を問わず大学入学前に準備教育を受ける目的で通学する日本語学校の卒業生の審査についても質問した。表 2-16 のとおり、9 割以上の AO で、日本語学校出身の入学志願者に対する特別な出願資格審査の制度を設けていないことも明らかになった。

前述したように日本語学校からの志願者に対しては、2023 年度に、国立・公立の約半数、私立の約 7 割の AO が出願資格の審査の実績を有しているが、大学と日本語学校が特別な連携を取って留学生受入れを行っているという実態はほぼないようである。

表 2-16. 渡日して日本語教育機関で学んだ経験のある出願者の資格審査を簡略化しているか

n=242

	回答数	242 部署中の割合
日本語教育機関で学んだ経験があっても審査は簡略化していない	228	94.2%
日本語学校で学んだ経験のある者の審査は簡略化している	8	3.3%
大学の別科などで学んだ経験のある者の審査は簡略化している	9	3.7%
合計	245	100%

これらのほか、件数は限定的であるが、海外の資格承認情報センター等を利用するケースもある(図2-7)。

これらの資格承認情報センター等のうち、中国の2つのサイト(CSSD、CDGDC)では、全ての高校並びに高等教育機関の各種証明書が電子化・格納されており、個人の記録を公的に確認できる。回答のあった AO のうち、CSSD を 40 部署、CDGDC を 12 部署が 2023 年度に利用していた。しかしそれ以外の国や国際機関のサイトの利用は極めて限定的であることが判明した。

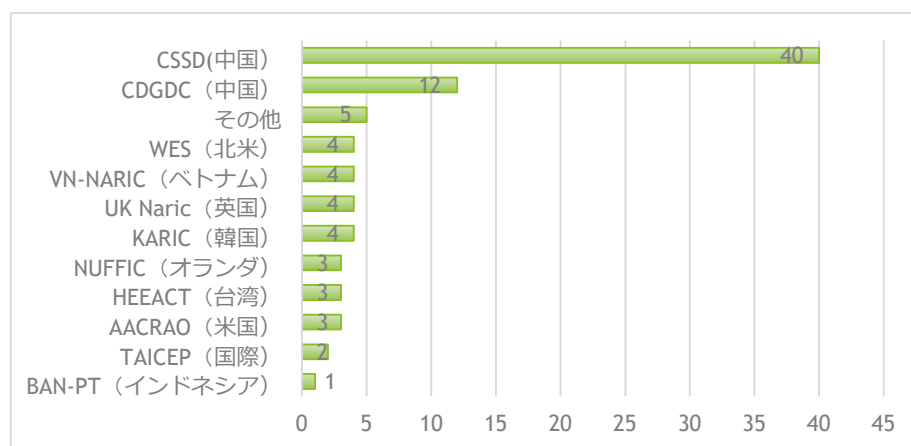


図 2-7. FCE のための情報源として利用する諸外国のサービス(複数回答)

注) 表中の機関については、「付録」を参照のこと

以上のように、日本の四年制大学の AO が置かれている状況は、FCE 業務に対して必ずしも充実した環境とは言えない。

しかし一般に知られているように、日本の四年制大学では、外国出身の入学志願者であっても日本語の能力を身に付けたうえで一般の入学者募集枠に出願するケースが多いというのがこれまでの実態であった。また個人の学力を入学試験を通して審査するため、むしろ学力によるスクリーニングの機能が重視され、ここまで概観してきたように FCE の機能は必ずしも重視されないという状況が多く大学の続いてきたのではないかと推察される。また現段階では、受入れ留学生数の急激な増加は見られるものの、その多くは一部の高等教育機関に集中し、多くの小規模な大学や地方大学では入学を希望する外国出身志願者数が限定的であったので、専門職員を配置しなくても個々のケースの審査は可能になっているという状況が続いてきているということも併せて推測できる。このように、外国での学習歴を有する者の出願資格審査のための体制の整備の状況は、大学の特性によって偏差が大きいことが示唆された。

第3章 FCE に関する課題

本章では、FCE を行う上でどのようなことが課題なのか、また事務処理を向上させるためには何が必要なのか、調査結果を基に考察していく。

まず図 3-1 は、AO が日頃抱える「困難を感じるケース」について、その頻度の分布を示したものである。想定される 8 つのケースのうち、(1)対象国の教育制度や教育機関に関する信頼できる情報が不足、(2)対象国の教育制度や教育機関の情報入手が困難、(3)多言語証明書の処理が困難、という 3 つの場合については約 4 割の AO が 30%～50%以上の頻度で問題が起きると回答した。信頼できる情報の有無よりその情報の入手方法がわからないという点が大きな課題となっているようである。

逆に「全く起きない」あるいは「10%未満の頻度」いう回答が 50%以上であったのは、(1)出身国(地域)で学校教育を受けている証明が明確でない、(2)書類の真正性がわからない、そして(3)在籍・卒業記録が確認できない、というケースであり、多くの場合、志願者が提出する学業成績・資格証明書自体に問題があるという判断はなされていないことが明らかになった。一般に異なる国の制度によって認定された教育資格の判定においては、偽造書類やディグリー・ミルが発行した書類の提出を受ける可能性について課題を感じる事が推測できるのだが、そういったケースは非常にまれということなのか、それとも単にそれを判定する専門的なノウハウを持ち合わせていないためなのかは、今回の調査から明らかにすることはできない。これらの回答については今後さらに聞き取り調査などを行い、背景の詳細を把握する必要がある。

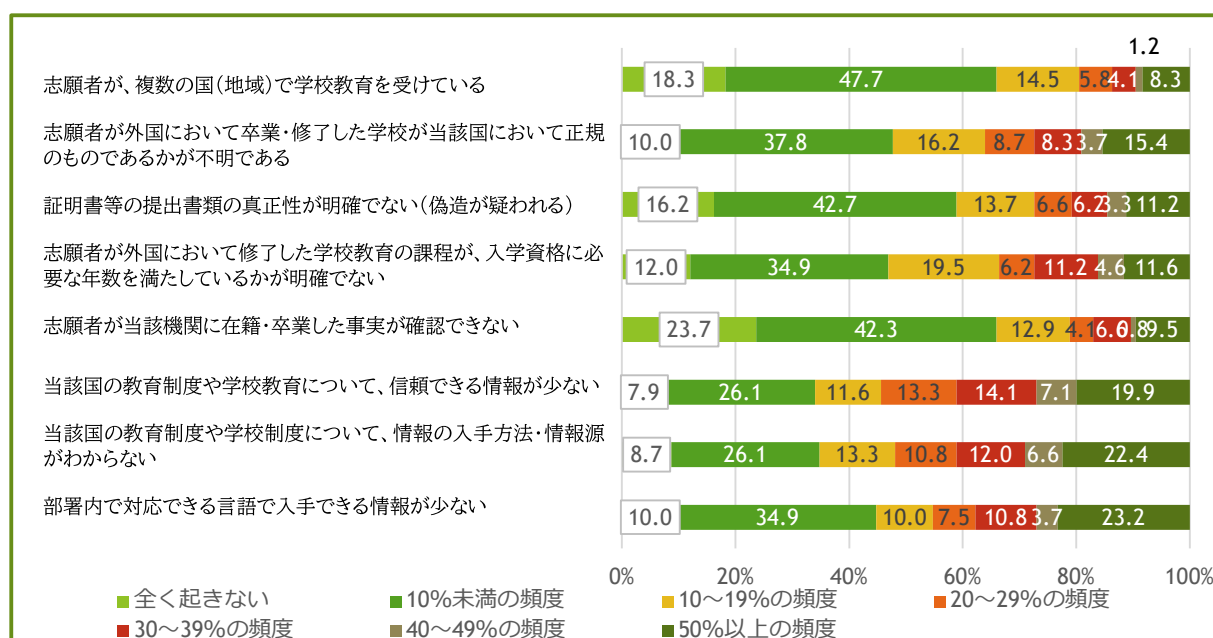


図 3-1. AO にとって「困難を感じるケース」の発生頻度

次に AO の事務体制に関する課題については、図 3-2 に示すように、半数以上の AO が(1)専門知識を持った専門職員と(2)担当職員への専門知識の研修機会のそれぞれについて「全く不足している」と回答している。また約 4 割が、(3)情報・助言を求めることができる第三者機関と(4)多様な言語に対応できる事務組織の深刻な不足を指摘している。さらに約 7 割が(5)信頼できる情報源に関する情報、(6)全学レベルでの審査情報の共有化、(7)政府による明確な方針と制度の整備について「全く不足している」または「やや不足している」と回答している。

反対に、「機関内における AO の権限」については 7 割以上の AO が「充分足りている」「まずまず足りている」と回答しており、「AO の職員規模」についても 5 割以上が同様の回答を示している。

以上をまとめると、大学における AO の規模・権限には概ね問題はないが、FCE 業務に対しては外部からの十分な支援や助言がなく、研修も受けずに一般職員が対応しなければならない状況が多く、AO で見られるようである。今後、政府関連の第三者機関や高等教育機関によって資格審査に必要な情報や研修の提供が必要であり、留学生数を大幅に伸ばしている高等教育機関においては専門職員の養成にも積極的に取り組む必要があるだろう。

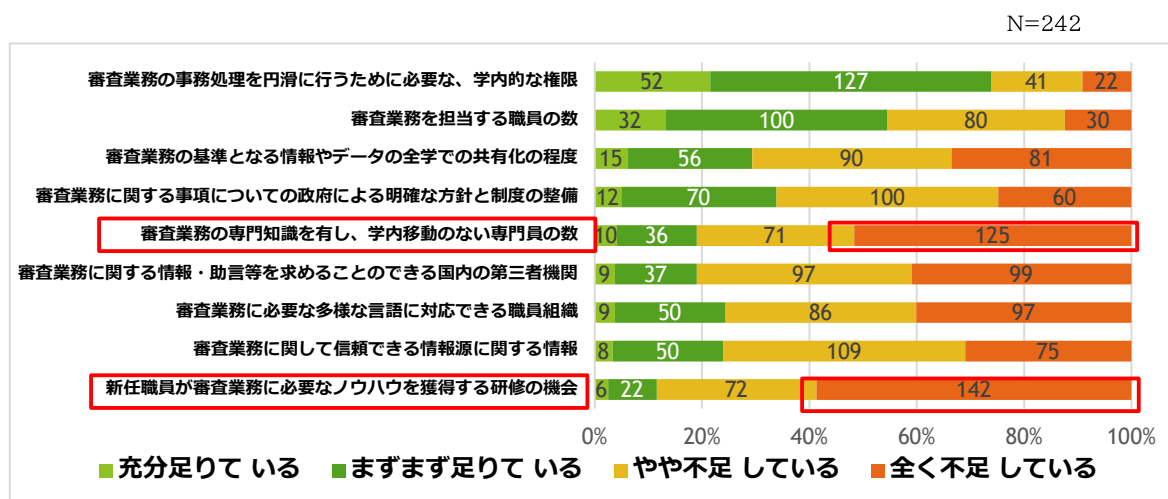


図 3-2. 事務体制面での課題

最後に、国内に第三者機関が設置されて海外の教育制度・教育機関に関する信頼できる情報や専門家による相談・助言、そして専門職員を養成する各種研修等を提供できるようになるなら、何が必要かを尋ねたところ、表 3-1 からわかるように、6 割以上が以下の 6 点を望んでいることがわかった。

- (1) ネット上での問い合わせ対応、
- (2) 世界の多くの国や地域の教育制度についての情報
- (3) 電話による問い合わせ対応
- (4) 手数料が無料であること
- (5) 問い合わせに対する短い日数での回答
- (6) 個別の出願案件に対する法令に基づく助言

表 3-1. 国内第三者機関からの情報・助言・支援に必要な要件(複数回答)

	「必要である」との回答件数	242 部署中の割合
ネット上での問い合わせ対応	203	83.9%
世界の多くの国や地域の教育制度についての情報	180	74.4%
電話による問い合わせ対応	172	71.1%
手数料が無料であること	150	62.0%
問い合わせに対する短い日数での回答	143	59.1%
個別の出願案件に対する法令に基づく助言	141	58.3%
他の教育機関で FCE を行うスタッフとの情報交換の機会	65	26.9%
手数料が低廉であること	38	15.7%
その他	1	0.4%
	1,093	100.0%

以上、日本の四年制大学の 242 部署の AO からの調査への回答に基づいて、FCE の業務の現状について概観した。

第4章 自由記述分析

本調査においては自由記述欄を設け、「FCE を通じて課題として感じていることがあれば、機関レベル、行政レベルを問わずご自由にお書き下さい」と求めた。本報告書ではその回答内容のうち、「大学の業務の限界」「国レベルの一元審査の期待」「文部科学省の現行施策への要望」をサマライズして以下に示すこととする。

① 大学の業務の限界

- ・ 入学資格審査の前の段階の問い合わせが多く寄せられる
- ・ 他大学で認めている海外の高校・大学の一覧を文科省でとりまとめて公開してほしい
- ・ 大学における国際業務の研修は現状では国際交流業務にフォーカスされているが、国際アドミッション(特にFCE業務)に関する専門的な研修機会が必要
- ・ 日本の大学職員はジェネラリスト型で人事異動がある→FCEに特化した高度専門人材の育成が必要

② 国レベルの一元審査への期待

- ・ 文科省等で入学資格審査を(入国等の段階で)一元化してほしい
- ・ 【中国の…引用者注】CHSI のような学位や成績の統一的・国家レベルの認証機関がほしい

③ 文部科学省の現行施策への要望

- ・ 文科省からの入学資格の根拠となる通知と入試準備期間が重なる
- ・ 文科省による外国の教育制度情報がカタカナ表記→現地語表記+英語訳での表記が必要
- ・ 文科省による大学入学資格が難解→来日・出願後に入学資格がないことが発覚(志願者の不利益)
- ・ 国としての方針の明示や研修資料の提示が必要
- ・ 教育制度や証明書の真正性を確認する方法についての詳しい解説
- ・ 証明書の特徴やサンプル、利用できるオンライン検証サービスがほしい(文科省のHPの情報では不十分)
- ・ 文科省からは大学だけではなく日本語学校への指導も求める(学力レベルについて日本語学校の方で自己申告→出願後に資格なしが発覚して不受理、日本語学校が根拠なく出願資格を主張し大学を敵視するケース)
- ・ 審査業務自体ではないが、入学資格の根拠となる文部科学省の通知が入試の準備期間に来る場合があり、対応が難しい。

これら自由記述の内容からは、資格審査のための参照となる基準と情報の提供や可視化、資格審査の検証インフラの提供、能力形成の支援のほか、通知や要領改定のタイムライン調整や、日本語学校などの大学以外の教育機関への政策的な関与が求められていることが明らかになった。

第5章 まとめと考察

1. 調査結果のまとめ

今回の調査結果から得られた知見は多岐にわたる。ここではまず「制度」「人材」「手続き」「対象規模」「実務内容」「外部支援」の6点から得られた知見をまとめることとする。

① 制度：大学への権限集中と標準化の課題

ユネスコの東京規約および世界規約の運用からも明らかなように、日本では外国における学習歴の承認は第一義的に「権限のある承認当局」である各大学の自主的な判断に委ねられている。このような「分権型」の制度が採られている現状では、文部科学省による大学・大学院入学資格に関するガイダンスがある一方で、大学ごとの判断が法的に正当化される構造があるといっていよう。

この構造は大学の自律性を尊重する一方、評価基準の不統一や判断のばらつきを生み出しやすい。したがって日本の FCE に関しては、高等教育システムとして「制度が未整備」というよりもむしろ分権構造における標準化・支援体制の不足が課題であると考えられる。

② 人材：専門人材の不足と経験依存

承認権限が大学にある以上、実質的な審査責任は AO 担当者が担うことになる。しかし多くの大学には専門の資格評価者が不在であり、当該業務の経験の短い職員が対応しているという実態がある。研修機会の不足や、外国出身志願者が少ない大学でスキルを蓄積しにくい状況は、分権型制度の弱点を顕在化させていると考えられる。一方で AO や大学の環境によっては、長年にわたって多くの FCE 案件の審査を経験する職員のケースもあり、そのような場合は個人別のスキルの蓄積が期待できる。

このように全般的な経験値の偏差が制度上の分権性と結びつくことで、実務の質を左右する可能性が指摘できる。

③ 手続き：属人的な真正性確認

多くの AO の業務は原本提出や公印確認などの基本的な手続きに依拠しているが、これは「承認権限が大学にある」ことを前提とした必然的な手続きであるといえる。

外部機関が最終承認できない以上、大学は自らのリスク管理のために真正性の確認を厳格に行わざるを得ない。しかし上述のように、個別的・属人的な経験の蓄積に依存する現状は効率性・精度の両面で限界を抱えていることが推測できる。

④ 対象規模：経験格差の固定化

外国人志願者の少ない大学では承認実務の経験が蓄積されず、結果的に職員が十分なスキルを身につけられない。一方、志願者数の多い大学では知見が蓄積される。

分権型制度ではこの「経験格差」がそのまま制度的格差につながり、全国レベルでの対応の不均衡を拡大させている可能性が指摘できる。

⑤ 実務内容：外部委託の限定性

外国での学習歴の承認権限は大学にあるため、FCE 業務を外部に全面的に委託することは制度的に難しい。このため多くの大学は内部で業務を完結しており、国内の外部機関や国際的資格認証機関との連携は参考情報の域を出ない。結果として、内部処理に伴う属人的判断のリスクがあることが指摘できる。

⑥ 外部支援：権限の制約と支援体制の不足

上記の業務の困難さを踏まえれば、NIC-Japan などの外部機関による FCE 業務支援の機能に期待することもできる。ただし、たとえば NIC-Japan は承認権限を持っていないため、大学による直接的な「判断代行」の要請に応えることはできない。このことを踏まえて NIC-Japan をはじめとする大学外部の組織による情報提供や参照資料の共有、ネットワーキングの支援などの機能の充実が求められる。併せて、NIC-Japan の情報提供等のサービスは周知の途上にあることが明らかになった。東京規約と世界規約における大学の位置づけを考慮すれば、大学による NIC-Japan のさらなる活用の拡大が求められる。

さらに上記を踏まえると、日本の FCE に関しては「権限を持たない外部支援機関をどう位置づけるか」「権限ある大学に修業年数以外の審査すべき重要な要素をいかに共有するか」という政策課題が指摘できる。

2. 考察

本調査は、日本の FCE 体制が「分権構造」を前提にしているなかで、各大学における権利の適切な行使の支えとなるべき標準化・人材育成・外部支援が不十分であることを明らかにした。では、これらの課題を改善する方向性としてどのような示唆が可能だろうか。以下に調査チームとして考察可能な 4 点の方策を列挙する。

① 大学横断的なガイドラインの整備

各大学の自主権を尊重しつつ、全国的に参照可能な「ベンチマーク」や「モデル基準」を策定する。

② 人材育成プログラムの制度化

AO 新任者向け研修や専門職養成コースを設け、大学ごとの属人的対応を補う。

③ 外部支援機関の機能強化

NIC-Japan などは東京規約及び世界規約における承認権限を持たないが、情報提供のハブとしての役割を拡充し、利用促進を図ることが急務である。

④ 大学間ネットワークの形成

外国での学習歴を持つ入学志願者が少ない大学が経験不足を補えるように、機関を超えた知見共有の仕組みを構築する。

ただし、これらの方策がすべて実現されたとしても限界は指摘できる。とりわけ国内外の新たな制度や証明書の偽造手口に前もって対策することは本質的に不可能であるため、網羅的な対応策を完成させることはできない。したがって今後の方策として目指すべきは「透明性・再現性・説

明可能性の向上」と「誤認・遅延の縮減」であり、そのためには日本の高等教育システム全体としての問題意識の共有が不可欠であると考えられる。

【付録】各高等教育システムにおける FCE 関連情報提供機関

機関略称	所在地	機関名称(フル・スペル)	URL
CSSD	中国	Center for Student Services and Development	https://www.chsi.com.cn/en/aboutus/index.jsp
CDGDC	中国	China Academic Degrees and Graduate Education Development Center	https://www.cdgdc.edu.cn/cde/About_CDGDC.htm
WES	北米(米国・カナダ)	World Education Services	https://www.wes.org/
VN-NARIC	ベトナム	Vietnam National Academic Recognition Information Centre	http://en.naric.edu.vn/
UK ENIC (旧 UK-NARIC)	英国	UK National Information Centre	https://www.enic.org.uk/?trk=public_post_share-update_update-text
KARIC	韓国	Korea Academic Recognition Information Center	https://www.karic.kr/index.do?lang=eng
NIC-JP	日本	National Information Center for Academic Recognition Japan (高等教育資格承認情報センター)	https://www.nicjp.niad.ac.jp/
NUFFIC	オランダ	Netherlands Universities Foundation for International Cooperation	https://www.nuffic.nl/en
HEEACT	台湾	Higher Education Evaluation & Accreditation Council of Taiwan	https://www.heeact.edu.tw/en/
AACRAO	米国	American Association of Collegiate Registrars and Admissions Officers	https://www.aacrao.org/
TAICEP	国際	Association for International Credential Evaluation Professionals	https://www.taicep.org/taiceporgwp/
BAN-PT	インドネシア	Badan Akreditasi Nasional Perguruan Tinggi	https://sapro2.banpt.or.id/ (インドネシア語による問合わせサイト]

外国での学習歴を有する者(外国出身志願者)の出願資格審査
(FCE)に関する調査結果報告書(速報版)

2025年9月9日

独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構 研究開発部

堀田泰司・森利枝